

# 児童生徒の安全に関する事例集

札幌市教育委員会

平成18年12月

# はじめに



近年、学校の登下校時において、子供たちが被害者となる事件や事故が発生するなど、子供たちの安全確保が大きな社会問題となっており、学校・園においては、これまで子供たちの安全確保について、その対応等に取り組んでいただいているところです。

このような状況を踏まえ、教育委員会では、毎年、長期休業前等に安全に関する指導の徹底を図るよう学校・園へ通知するとともに、本年3月には、「幼児児童生徒の安全確保の取組と連絡体制の整備」についてリーフレットとしてまとめ、学校・園に配布し安全対策の推進をお願いしております。

各学校・園においては、地域住民や関係機関との連携の下、学校や地域の実情に応じた安全管理体制や施設設備の整備等、学校独自に安全で安心な環境づくりに努めていただいているところですが、今後、保護者への連絡体制の在り方や校種間の連携等がますます求められております。また、子供たちの指導においては、安全マップの作成や活用、防犯教室の実施等により、子供たちの危険予測能力や危険回避能力を高めていくことも重要な課題となっております。

このたび、それらの課題への取組の参考となるよう、学校・園の御協力を得て、発達段階に応じた安全確保についての特色ある事例をとりまとめました。学校・園においては、本事例集を有効に活用し、それぞれの地域の実情に応じたより実効性のある取組となるよう、子供たちの安全確保対策の一層の充実に努めていただくようお願いいたします。

平成18年12月

札幌市教育委員会

教育長 松平英明

# 目 次

第1章	緊急時の保護者への連絡体制の整備	1
	◇文書による連絡	2
	◇電話等による連絡	3
	◇携帯メールによる連絡	4
	◇学校ホームページの活用	7
第2章	関係機関との連携	9
	◇「子ども110番の家」との連携	10
	◇学校間の連携による取組	12
	◇まちづくりセンターを中心とした防犯体制	14
	◇スクールガードの方々との連携	15
	◇民間企業との連携	16
	◇パトロールボランティア活動の展開	17
第3章	防犯教室の開催	19
	◇幼稚園における防犯教室	20
	◇小学校における防犯教室	22
	◇中学校における防犯教室	24
	◇高等学校における防犯教室	26
	◇実践風景	28
第4章	子供と共につくる安全マップ	29
	◇子供たちが互いに協力して作成する安全マップ	32
	◇子供たちが保護者や地域の方々と協力して作成する安全マップ	36
	◇子供たちと関係機関が連携して作成する安全マップ	38
	◇登下校時に子供が一人になる所を把握できる安全マップ	41
	◇実践風景	42
資 料	◇幼児児童生徒の安全確保の取組と連絡体制の整備	43
	◇児童生徒の安全確保に向けて	47
	◇地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業委嘱実施要項	51
	◇北海道警察による「行政情報ネットワーク」について	54
	◇携帯電話メールの運用に当たって	55
	◇学校における緊急連絡網等に関する取扱いについて	59
	◇参考文献一覧	61
	◇作成委員一覧	62

## 活 用 に 当 た っ て

### 背 景

各学校・園においては、地域の実態を踏まえて子供の安全確保に関する取組を進め、危機管理マニュアルの作成をはじめ、連絡体制の工夫・関係機関との連携・防犯教室の実施・安全マップの作成など、学校・園や地域の実情に応じた安全管理体制の整備を行ってきました。

また、教育委員会では、生徒指導研究協議会の開催や、学校研究委託研究集録を全市立学校・園に配付して普及・啓発に努め、平成18年3月には「幼児児童生徒の安全確保の取組と連絡体制の整備」に関するリーフレットを作成・配付するなど、安全教育の充実を図ってまいりました。

### 課 題

しかしながら、札幌市においても大型の台風による臨時休校等の措置、不審者情報の家庭への連絡の徹底等、近年、改めて子供の安全確保や緊急時の情報発信・共有化の在り方が課題となる事例が起こっております。これらには、連絡網作成時の個人情報との関係、校種間の違い、地域との連携の難しさなど様々な要因が絡んでいるものと考えられます。

また、登下校時や放課後の時間帯における安全確保は、学校・園だけの力では困難な面が多く、関係機関や地域・保護者との連携や子供自身の危険予知能力や危険回避能力の向上をはぐむことが強く望まれます。

### ね ら い

このような課題に対し、安全確保の取組の一層の充実を図っていただくために、前述の「幼児児童生徒の安全確保の取組と連絡体制の整備」に関するリーフレットを基に、本冊子を作成いたしました。各学校・園でより積極的に活用していただくことをねらいにしましたので、札幌市の学校・園が、実際に日常行われている取組の中から、特に先進的な事例・すぐ取り組める事例を中心に集めて掲載しています。

各学校・園におかれましては、既に様々な実践がなされていると思いますが、今一度、自校の取組を見直す機会とし、この事例集を有効に活用していただき、今まで以上に本市の子供たちの安全が確保されますようご尽力をお願いいたします。

本冊子はより見やすく、読みやすいように構成を工夫し、写真や図表などを多く使用し、すぐ使える資料となるよう意識しました。

1章から4章までの構成になっていますが、各章の冒頭にはリード文を入れ、その章のポイントをまとめてあります。また、それぞれに見出しやキーワードを表記し、必要な部分が探しやすくなっています。

### 第1章 緊急時の保護者への連絡体制の整備

☆緊急時には「全家庭に、速く、正確に情報を伝える」必要があります。従来、文書や電話連絡網で行われていましたが、近年では学校ホームページや携帯電話のメールシステムの活用も図られています。この章では、それぞれの特性を活かすための工夫・留意点を紹介するとともに、個人情報の取り扱いにも触れています。

### 第2章 関係機関との連携

☆子供たちが不審者に遭遇したり被害に遭ったりするのは、登下校時や放課後の時間帯が多いことから、子供の安全を確保するために、保護者や地域・関係機関と連携した取組が必要です。そこで、この章では、関係機関や地域・保護者とのネットワークづくりや情報の共有化について、様々な事例を掲載しています。

### 第3章 防犯教室の開催

☆子供たちが犯罪や事故に巻き込まれないようするために、危険予知能力や危険回避能力の向上が必要になってきますが、そのひとつの方法として防犯教室の実施が考えられます。この章では、幼稚園・小学校・中学校・高等学校における発達段階に応じた防犯教室の事例を紹介し、事故の未然防止と、万一の場合に備えての実践的な対処方法について取り上げています。

### 第4章 子供と共に安全マップをつくろう！

☆危険予知能力や危険回避能力の向上を目指すうえで、安全マップ作りも有効な手段のひとつです。この章では、具体的な3つの代表的な安全マップを紹介しながら、それぞれのねらい、作成上の留意点・ポイントが盛り込まれています。

# 第1章

---

緊急時の保護者への  
連絡体制の整備



# 第1章

## 緊急時の保護者への連絡体制の整備

不審者出没等の緊急時において、子供たちの安全確保のための保護者への情報発信として大切なことは、全家庭に、速く、的確に、その内容を伝えていくことです。そのためには、様々な連絡方法の特性を活かし、状況に応じて有効な連絡方法を選択していくことが必要です。以前から用いられてきた文書、電話連絡網による方法に加え、近年では、学校ホームページや携帯電話のメールシステムなども活用されるようになってきました。保護者への連絡内容の徹底を図るため、場合によってはいくつかの連絡方法を併用することも有効です。

本章では、それぞれの連絡方法のよさ、活用の仕方等についてまとめています。なお、情報発信の際には個人情報の保護についても十分留意しなければなりません。

### 「緊急時」発生



情報の収集・分析・判断・対応の決定(危機管理体制の確立が必要)

- ・関係機関等からの情報収集
- ・近隣校との情報の共有化
- ・危険性、緊急性等を鑑み、集団下校等緊急対応の必要性についての総合的な判断
- ・臨時の職員会議等の開催
- ・保護者への連絡内容、連絡方法の決定

### 緊急時における保護者への連絡方法

- 1 文書による連絡  
確実に詳細な情報を伝えることが可能
- 2 電話等による連絡  
児童生徒の下校後や緊急を要する場合に有効
- 3 携帯メールによる連絡  
速報性の面で優れた伝達手段
- 4 学校ホームページの活用  
時間の制約なしに情報発信が可能  
一定期間の情報提供による注意喚起に有効

#### 留意点

- ◆学校・園の情報発信の体制づくり
- ◆連絡方法について保護者への周知徹底
- ◆プライバシーの保護
- ◆受信者側の情報収集意欲の喚起

すべての家庭に、「確実」「迅速」「的確」に伝える。

- 学校・園と保護者間での連絡方法の共通理解
- 適切な連絡方法を選択。幾つかの連絡方法を併せた活用



# 1 文書による連絡

文書による連絡は、確実に情報を伝えることができる手段です。緊急時に速やかに文書を作成できるよう準備しておくことが大切です。

## 文書作成上の留意点

文書作成においては、情報を的確に把握し事実確認を行い、校長・園長が文書内容を必ず確認することが大切です。個人の特定にかかわる記載内容等は、事前に保護者へ文書配布の承諾を得ておく必要があります。

平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日

保護者の皆様

札幌市立〇〇〇〇学校

校長 〇〇〇〇

## 不審者情報について

日頃より本校の教育活動に対しまして温かいご支援とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、以下のような不審者情報が入っておりますのでお知らせいたします。学校では、子供たちにできるだけ一人での登下校を避け、二人以上で登下校するよう指導するとともに、教職員が下校時に校区内をスクールガードとともに巡視しました。また、〇〇署に登下校時の校区内のパトロールを要請いたしました。

日時 〇月〇日(〇) 午後〇時〇分頃  
場所 〇区〇〇〇条〇丁目

日時 〇月〇日(〇) 午後〇時〇分頃

場所 〇区〇〇〇条〇丁目

状況 本校女子生徒4名が、下校途中、刃物らしきものを持った自転車に乗った男がすれ違いざま、「名前を教えろ」などつぶやき、後を追いかけてきた。

特徴 中年の男、茶色の半そでシャツ、灰色のズボン、白髪まじり、緑色のキャップをかぶっていた。

## 不審者の情報と学校の対応

## 記載上の留意点

### 【文書記述における記載上の留意点】

- 場所が特定できないように条丁目止まりとする。
- 被害者が小学生の場合は、1～3年生は低学年、4～6年生は高学年として、小学校低学年(高学年)男子(女子)児童と記述する。
- 被害者が中・高校生の場合は、学年を書かず男子または女子と記述する。
- 不審者の特徴を入れる。不詳の場合は「不審者の特徴：不詳」と記述する。

## 2 電話等による連絡

電話等による連絡は、自然災害等による臨時休校、下校時刻前に集団下校や保護者引取りをする時など、緊急を要し文書配付が不可能な場合に対応できる速報性のある方法です。ただし、口頭伝達のため、連絡方法や正しく伝達する手立てを取る必要があります。また、必要があれば、文書やFAXと併用することでより正確に情報を伝えることができます。

### 緊急連絡網の作成、配付、使用

#### (1) 緊急（電話）連絡網の取り扱いについて

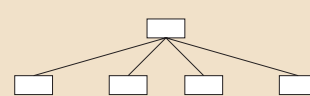
個人情報保護の観点から、緊急連絡網への電話番号の掲載やその取扱いについては、事前に保護者から同意を得て、作成、配付する必要があります。同意を得る方法としては、年度初めのPTA各種集会や家庭用文書の配付等が考えられます。

※電話連絡網に関する扱いは、P59～60に記載した札幌市教育委員会発出の「学校における緊急連絡網等に関する取り扱いについて（通知）」を参照してください。

##### 【連絡網の使用についての諸注意の文書例】

- 基本的には、午後10時以降の連絡は差し控えてください。
- 連絡が取れない場合は一つとばし、次の家庭に連絡し、担任にその状況を伝えてください。
- 個人情報保護のため、緊急連絡網の管理・保管については十分注意を払ってください。年度末には連絡網を回収させていただきます。
- 皆様の電話番号の問い合わせがあった場合については、一切答えないようお願いいたします。

##### ○年○組 緊急連絡網



##### 【緊急連絡網の使用上の諸注意】

#### (2) 電話連絡網で緊急な情報をより正確に連絡するために

連絡漏れがなく、全家庭に正確に伝えるために、次のように連絡内容を単純化かつ、共通化するとよいでしょう。

○学校は、伝える内容を可能なかぎり単純化し、共通化する。

##### <連絡内容の文章例>

〇〇〇学校の緊急連絡網です。現在、札幌市内で〇〇〇検査を装う不審者が連続して出現しています。各家庭ではお子さんに、なるべく一人で出歩かないこと、帰宅が遅くならないようにすること、子供だけの外出時には十分注意することをご指導ください。

**FAXによる連絡……** 情報を確実に伝達することができます。保護者が聴覚障がい等のある場合や近隣の学校との連絡等に有効であり、必要に応じて電話による連絡と併せて活用するとよいでしょう。

### 連絡内容の単純化と共通化

### 3 携帯メールによる連絡

携帯電話のメールシステムは、「迅速性」にすぐれた伝達手段で、一度の操作で全家庭に送信することができ、受け手は場所を選ばず好きな時間に確認することができます。メールによる連絡では、個人情報の保護に留意することが大切であり、担当者が研修を受けてシステムの運用等に精通しておく必要があります。

札幌市独自の  
Webメールシステム  
(GraceMail)  
の活用

#### (1) グレースメール (GraceMail) を利用した携帯メール

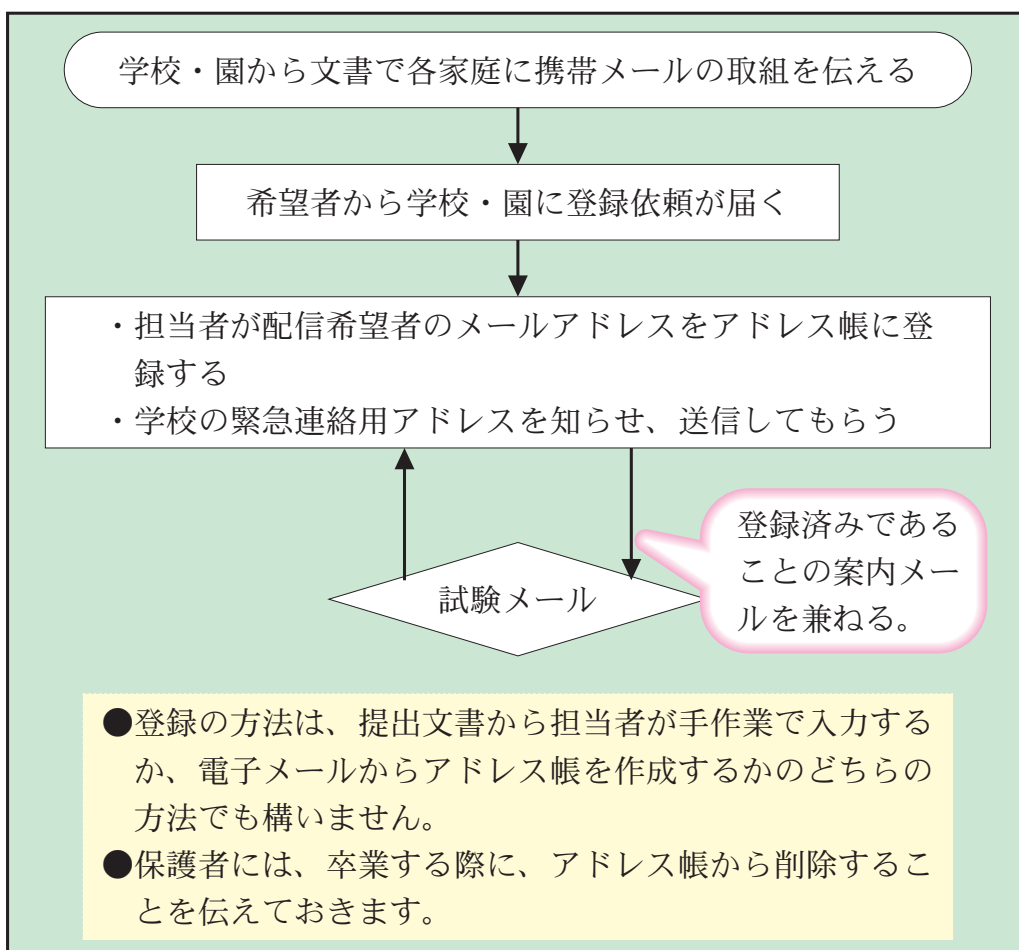
◇グレースメール(GraceMail)とは

- ・札幌市で採用しているWebメールシステムです。
- ・札幌市立学校ネットワークに接続されたコンピュータだけから配信及び受信できます。
- ・学校や園での費用負担はありません。

※使用の詳細については「札幌市携帯電話メールの運用に当たって」  
(平成18年3月 札幌市教育委員会発行 P. 55~58を参照)

#### (2) グレースメールの登録

◇緊急アドレスへの登録の流れ



携帯メールによる連絡を運用するに当たって、事前に準備すること

### (3) 一斉メール配信システムの活用にあたって

登録を希望する保護者への文書の発行にあたっては、その趣旨やシステム登録の手順等についての理解を図ることが大切です。

特に、個人情報の取扱いには、十分配慮する必要があります。

保護者が提出する文書

平成〇〇年〇月〇日

携帯電話への一斉メール配信システムへの  
登録を希望された皆様

札幌市立〇〇小学校  
校長 〇〇 〇〇

#### システム登録手順のお知らせ

この度は、携帯電話一斉メール配信システムへの登録希望書の提出ありがとうございました。このシステムは、従来学校からの手紙では、不審者のことを知ることそのものが時間的に遅くなってしまう場合があることから、いち早くお知らせすることができるシステムとして活用が期待されています。

今後、不審者情報だけでなく、学校行事等の延期連絡などへ発展的な活用も考えていきたいと思っております。

さて、このシステムへの登録手順をこれから説明いたしますので、よくお読みになり間違いのないよう記入お願い致します。

紙面により携帯アドレスをお教えてください。

下の空欄にメールを受信したい携帯電話のメールアドレスを書いてください。記入された用紙は、点線から切り取って封筒に入れ、学校へ提出してください。大切な情報ですので、必ず封をしてください。

年 組 児童氏名 ( )  
保護者氏名 ( )

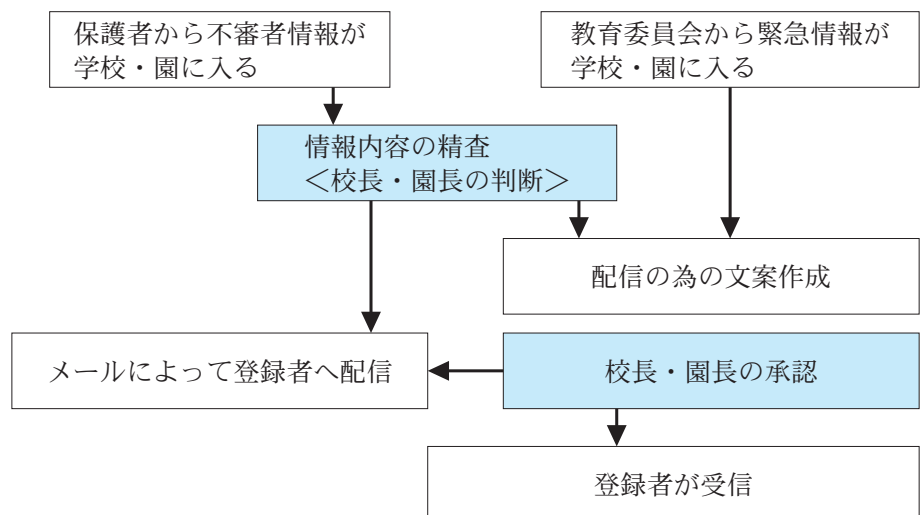
登録する携帯電話メールアドレス

@

— (ハイフオン) や \_ (アンダーバー) 0 (ゼロ) と O (オー) など間違いやすい文字がありましたら□の外に読み方を書いていただくと助かります。

### (4) グレースメールの配信、手順

情報内容の精査、文案の承認について



## (5) グレースメールの文書作成、配信上の諸注意

### 例) 不審者情報

○月○日(○) 隣の学校の低学年の女の子が下校途中、自転車に乗った男に声をかけられ「おいで」と手招きされ、無視して歩いていたら、追いかけてきたので、走って家に逃げ込んだ、という事案が発生しました。

身に危険を感じた時は、

- ①大声を出して逃げる。
- ②防犯ブザーを鳴らす。
- ③近くのお店や子供110番に助けを求める。

上記の徹底を宜しくお願いします。

(発信 ○○小学校 ○○○○)

## メール文書作成上の留意事項

### 文書の作成や配信の際に留意しなければならない点

- 文書は、できるだけ簡潔に作成する。
- 内容の精査を行い、学校長や園長が必ず確認する。
- プライバシー保護の観点から、情報提供のあった被害者本人や保護者から、内容及び配信の承諾を得る。特に性被害の事案の場合は慎重に扱う。
- 保護者等が受け取ったメールは他へ転送しないことを徹底する。受信情報に二次加工(文章の変更や追加等)がなされることでトラブルを生じる場合がある。
- 日常的な指導事項も掲載する。

## (6) 民間業者が配信を行う場合

○民間業者に委託して、メール配信を行う場合の例を紹介しておきます。

\*「空メール」とは  
宛先に相手のメールアドレスのみを打ち込んで配信することを言います。

この方法だと、必要最小限の情報で、登録が可能になります。

### ◇登録の方法

- ①空メールの送信
- ②登録  
\*学年のみ入力
- ③登録完了  
\*保護者のメールアドレスの管理は業者が行う。  
\*運用に当たっては経費が伴います。

宛先

○○○○@○○.com

件名

内容

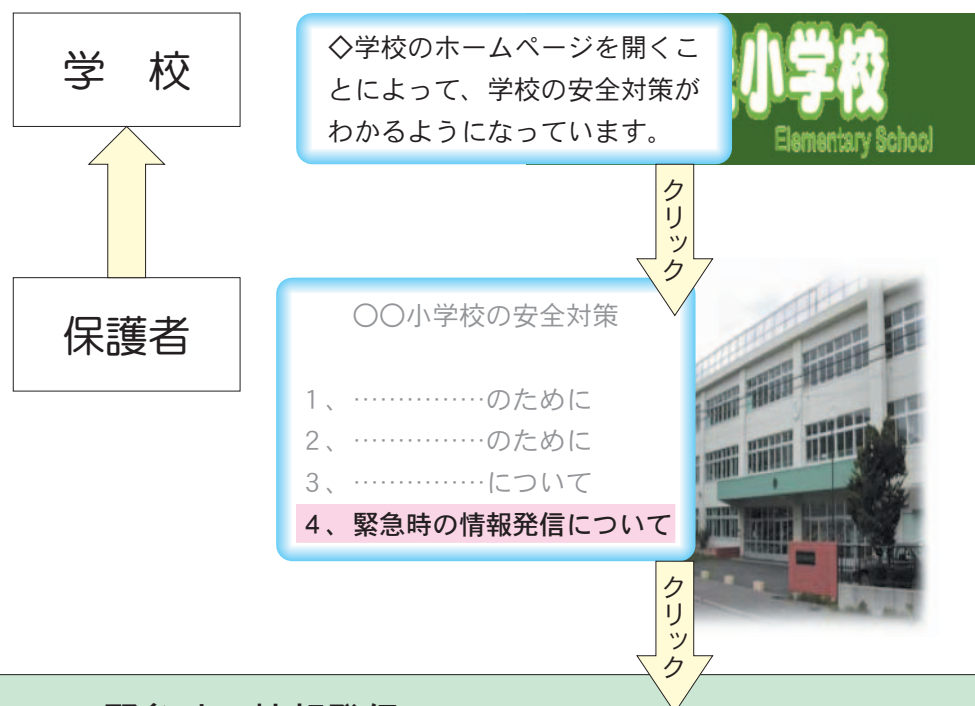
送信

## 4 学校ホームページの活用

学校ホームページは、緊急性のある情報を全ての保護者へ伝える手段として用いることはできません。しかし、注意を促す内容（警察・教育委員会・学校からの情報）、自校の緊急時の連絡体制、安全に対するPTAの活動、地域との連携の取組等を掲載しておくことによって、保護者の安全に対する意識を高めることができます。さらに、保護者からの情報を得るなどの「双方向の伝達手段」としての可能性もあります。

### 安全対策の発信

- (1) A小学校の例：保護者自身の意思で情報を得ることが保護者の安全に対する意識を高めることにつながります。



### 携帯電話からの情報取得

- #### 緊急時の情報発信について
- (1) プリントの配付  
《具体的な情報を全家庭に伝えるための方法》  
……………
  - (2) 電話連絡網  
《緊急性が高い情報をできるだけ速く全家庭に伝えるための方法》  
……………
  - (3) ホームページの緊急連絡のページ  
《保護者が自ら進んで情報を獲得することができる方法》  
パソコンのホームページや、ホームページのURLをブックマークに登録した携帯電話から情報を得ることができるようになっています。  
携帯電話のURL→<http://www.〇〇〇-〇.〇〇.jp/inf.htm/>

(2) B 小学校の例：双方向の情報のやり取りが可能になっています。

保護者からの情報を発信しています

保護者や関係機関からの情報を掲載

〇〇小学校  
トップページ

◇校長室より

◇行事予定

◇安全対策

◇……………

◇……………

クリック

◇保護者、警察、教育委員会等から得た情報を掲載します。

【〇〇小お知らせ速報】

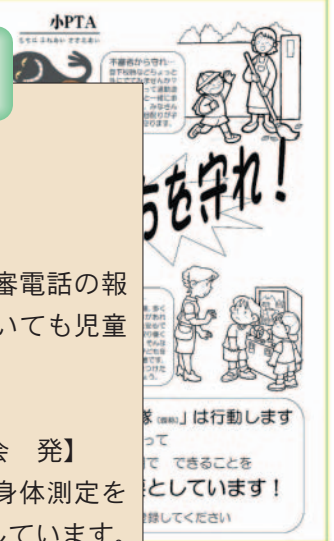
〇年〇月〇日 (〇) 〇：〇〇

不審電話に注意

電話番号を聞き出そうとする不審電話の報告がありました。各ご家庭においても児童への声かけをお願いします。

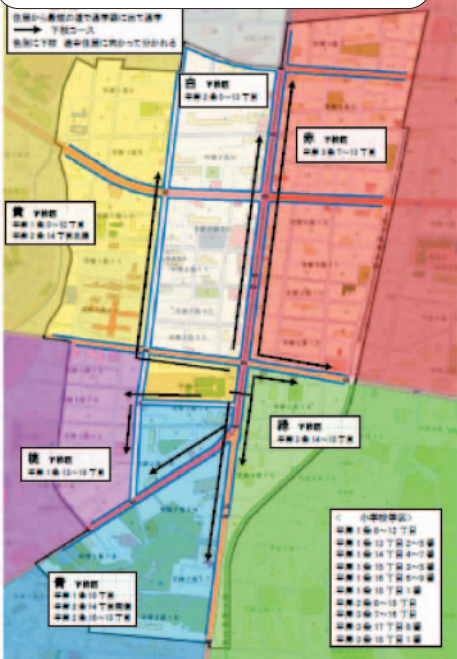
【北海道警察・札幌市教育委員会 発】

札幌市内において持ち物検査・身体測定を行う不審者出没事案が連続発生しています。放課後・休日の児童の行動に十分ご配慮ください。



ホームページに掲載されている内容

◇「通学路・下校区分」をマップにして載せてあります。



ボランティアの方に付けていただいている腕章

見守り隊 分布



◇ここでは「見守り隊」(ボランティア)の活動について紹介されています。登録もホームページから行えるようになっています。

◇携帯電話からも開けるようになっています。



「バーコードリーダー」の活用で簡単にアクセスすることができます。

◇保護者からの情報は、事実確認をし、必要に応じて掲載します。

○条〇丁目付近の道路の除雪が悪く、通学路が狭くなっています。

- ・軒先のツララが大変危険です。ツララ遊びをしている子もいます。
- ・道路に広がって歩く子供たちが目立ちます。私も注意しますが、学校でのご指導も宜しくお願い致します。